



2015年度 9月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人  
資産相談業務

実施日◆2015年9月13日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在  
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮  
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に  
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（32歳）および妻Bさん（30歳）は、民間企業に勤める会社員である。妻Bさんが、平成27年12月に第1子を出産する予定であることから、Aさんは、出産に関する健康保険等からの給付内容について知りたいと考えている。また、Aさんは、仮に自分が死亡した場合の公的年金制度からの給付等についての理解も深めたいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和58年3月10日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴〕

平成15年3月	平成17年4月	平成27年9月
国民年金 保険料納付済期間 25月	厚生年金保険 被保険者期間 125月（平均標準報酬額：40万円）	
20歳	22歳	32歳

(2) 妻Bさん（会社員）

生年月日：昭和60年5月20日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴〕

平成17年5月	平成20年4月	平成27年9月
国民年金 保険料納付済期間 35月	厚生年金保険 被保険者期間 89月	
20歳	22歳	30歳

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、出産に関して妻Bさんが受けることができる健康保険からの給付等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「妻Bさんが、出産のために休業し、その期間について事業主から給与の支払を受けられない場合、所定の手続により、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日の範囲内で出産手当金が妻Bさんに支給されます。出産手当金の額は、1日につき標準報酬日額の( )に相当する額です。また、出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられるようになった場合は、( )支給されます」

)「妻Bさんが、平成27年12月に産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、所定の手続により、1児につき( )の出産育児一時金が支給されます。また、出産育児一時金の支給までの間に出産費用が必要となった場合には、一定の要件のもとに出産費貸付制度を利用することができます。この制度では出産育児一時金支給見込額の8割相当額を限度に無利子で資金の貸付を受けられます」

語句群

イ．3分の1      ロ．2分の1      ハ．3分の2      ニ．出産手当金が優先して  
ホ．傷病手当金が優先して      ヘ．いずれも満額      ト．32万円      チ．42万円  
リ．52万円

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが産前産後休業および育児休業を取得し、その期間について勤務先から給与が支給されない場合に係る社会保険の取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「妻Bさんを使用する事業主が、妻Bさんの産前産後休業期間中に所定の手続を行うことにより、妻Bさんの産前産後休業期間に係る健康保険および厚生年金保険の保険料が免除されます」

「妻Bさんが、所定の手続により、雇用保険から育児休業給付金の支給を受ける場合、その給付金の額は、給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%に相当する額となります」

「妻Bさんは育児休業期間に係る雇用保険の保険料を負担する必要はありませんが、妻Bさんが、所定の手続により、雇用保険から育児休業給付金の支給を受ける場合、その給付金に対しては所得税が課されます」

《問3》 仮に、Aさんが現時点（平成27年9月13日）で死亡し、妻Bさんが遺族厚生年金の受給権を取得した場合、受給権取得時における妻Bさんの遺族厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、年金額は平成27年度価額（本来水準による価額）に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の 資料 を利用すること。また、端数処理は、解答用紙の指示に従うこと。

#### 資料

遺族厚生年金の計算式（本来水準による価額）

遺族厚生年金の年金額 = 基本額 + 中高齢寡婦加算額

）基本額（厚生年金保険の被保険者期間がすべて平成15年4月以後である場合）

$$\text{基本額} = \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{月} \times \text{—}$$

）中高齢寡婦加算額 585,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

問題の性質上、明らかにできない部分は「            」「            」「            」で示してある。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（51歳）は、現在、3年前に購入したX投資信託を特定口座の源泉徴収選択口座で200万口保有しているが、先日、証券会社の担当者から新たにY投資信託の購入の提案を受けた。また、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下、当該非課税措置は『NISA』、当該非課税口座は『NISA口座』という）」についても、その活用を勧められている。そこで、Aさんは、NISAの仕組み等について詳しく知りたいと考え、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料等は、以下のとおりである。

X投資信託に関する資料

- ・ 公募株式投資信託
- ・ 追加型 / 国内 / 株式
- ・ 主な投資対象 : 高配当の国内株式
- ・ 信託期間 : 無期限
- ・ 決算日 : 毎年9月6日
- ・ 購入時手数料 : なし
- ・ 信託財産留保額 : 解約時の基準価額に対して0.2%
- ・ Aさんの購入時の基準価額 : 8,480円（1万口当たり）

Y投資信託に関する資料

- ・ 公募株式投資信託
- ・ 追加型 / 海外 / 株式 為替ヘッジなし
- ・ 主な投資対象 : 日本を除くアジア各国の株式
- ・ 信託期間 : 平成33年7月18日まで
- ・ 決算日 : 毎年1月18日および7月18日
- ・ 購入時手数料 : 購入価額の3.24%（税込）
- ・ 信託財産留保額 : 解約時の基準価額に対して0.3%

X投資信託とY投資信託の過去5年間の運用パフォーマンスに関する資料

	X投資信託	Y投資信託
過去5年間の収益率の平均値（リターン）	5.5%	10.5%
過去5年間の収益率の標準偏差（リスク）	8.0%	22.0%
無リスク資産利子率	0.1%	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、NISAの仕組みについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「NISAは、上場株式や公募株式投資信託等の配当等や譲渡益等が非課税となる制度です。NISA口座には年間の受入れ限度額が定められており、平成27年までの限度額は( ) 平成28年以降の各年については( )となります。また、非課税期間は最長で( )となります。なお、NISA口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等に譲渡損失が生じた場合、その損失の金額は、特定口座等の他の口座で生じた上場株式等に係る譲渡益の金額と損益の通算をすることが( )」

語句群

イ．80万円	ロ．100万円	ハ．120万円	ニ．150万円	ホ．180万円
ヘ．200万円	ト．3年間	チ．5年間	リ．7年間	ヌ．できません
ル．できません				

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託およびY投資信託の特徴等について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「X投資信託とY投資信託の過去5年間の運用パフォーマンスをシャープ・レシオで比較した場合、Y投資信託のほうが効率的に運用されていたと評価することができます」

「Y投資信託は為替ヘッジを行っていませんので、購入後に投資対象国通貨に対して円高となった場合、為替ヘッジを行った場合と比較して、基準価額の値下りは大きくなります」

「信託財産留保額は、投資信託を解約等した受益者と引き続き保有する受益者との公平性を確保するためにすべての投資信託に設定されているものであり、販売会社によってその料率が異なることはありません」



《問6》 Aさんが、平成27年中に、特定口座の源泉徴収選択口座で保有するX投資信託を基準価額10,000円(1万口当たり)ですべて解約した場合に徴収される所得税(復興特別所得税を含む)および住民税の合計額を計算した次の計算式の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんにはこれ以外にこの年における株式等の取引はなく、X投資信託からの元本払戻金(特別分配金)は購入後一度も受け取っていないものとし、《設例》に挙げられているもの以外の費用については考慮しないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

計算式

・譲渡所得の金額

$$(\quad \text{円} - 8,480 \text{円}) \times 2,000,000 \text{口} \div 10,000 \text{口} = (\quad) \text{円}$$

・所得税(復興特別所得税を含む)および住民税の合計額

所得税(復興特別所得税を含む)  $(\quad) \text{円} \times \quad \% = \quad \text{円}$

住民税  $(\quad) \text{円} \times (\quad) \% = \quad \text{円}$

合計額  $\quad \text{円} + \quad \text{円} = (\quad) \text{円}$

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

飲食業を営む個人事業主のAさん（65歳）は、妻Bさん（60歳）、長男Cさん（40歳）、長男Cさんの妻Dさん（33歳）およびAさんの母Eさん（86歳）との5人暮らしである。Aさんは最近体力が衰えてきたこともあり、事業を平成27年10月に長男Cさんに引き継ぐ予定である。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 個人事業主（青色申告者）
- ・ 妻Bさん : Aさんの青色事業専従者
- ・ 長男Cさん : Aさんの青色事業専従者
- ・ 長男Cさんの妻Dさん : 会社員。平成27年中に給与収入400万円を得ている。
- ・ 母Eさん : 平成27年中に公的年金70万円を得ている。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ 事業所得の金額 : 800万円（青色申告特別控除後の金額）
- ・ 居住用賃貸アパートの不動産所得に係る損失の金額 : 70万円

上記の損失の金額のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に要した負債の利子20万円を必要経費に算入している。

妻Bさん、長男Cさん、長男Cさんの妻Dさんおよび母Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税の青色申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

）長男Cさんが平成27年10月にAさんの事業を引き継ぎ、その年分以後の所得税について青色申告書により確定申告書を提出するためには、その業務を開始した日から（ ）以内に、所定の事項を記載した青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受けなければならない。

）青色申告の承認を受けることによる税務上の特典としては、青色申告特別控除や青色事業専従者給与の必要経費算入、最長で（ ）にわたる純損失の繰越控除などがある。このうち、青色申告特別控除については、長男Cさんが引き継いだ事業に係る取引の内容を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合、最高で（ ）を所得金額から控除することができる。

語句群

イ．2カ月	ロ．3カ月	ハ．4カ月	ニ．3年間	ホ．7年間
ヘ．9年間	ト．10万円	チ．65万円	リ．103万円	

《問8》 Aさんの平成27年分の所得税に関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

長男Cさんに事業を引き継いだ日から平成27年12月31日までのAさんの収入金額が38万円以下である場合、Aさんは、事業を引き継いだ日の前日までの収入の多寡にかかわらず、長男Cさんの控除対象扶養親族となることができる。

Aさんが事業の引継ぎに際して、「個人事業の開業・廃業等届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出をもって青色申告を取りやめたこととなるため、Aさんが不動産所得について青色申告を行うためには、改めて青色申告の承認を得る必要がある。

長男Cさんが、事業を引き継いで青色申告の承認を得た場合、Aさんの青色事業専従者であったBさんをこれまでと同様に青色事業専従者とするためには、長男CさんはBさんに係る「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

《問9》 Aさんの平成27年分の所得税の確定申告(青色申告)による所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。また、Aさんは母Eさんについて扶養控除の適用を受けるものとする。

(a) 総所得金額	( ) 円
社会保険料控除	円
生命保険料控除	円
扶養控除	( ) 円
基礎控除	( ) 円
(b) 所得控除の額の合計額	1,900,000円
(c) 課税総所得金額	円
(d) 算出税額(cに対する所得税額)	( ) 円
(e) 復興特別所得税額(円未満切捨て)	円
(f) 所得税および復興特別所得税の額	円

資料

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下	%	
~ 195	5	
195 ~ 330	10	97,500円
330 ~ 695	20	427,500円
695 ~ 900	23	636,000円
900 ~ 1,800	33	1,536,000円
1,800 ~ 4,000	40	2,796,000円
4,000 ~	45	4,796,000円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

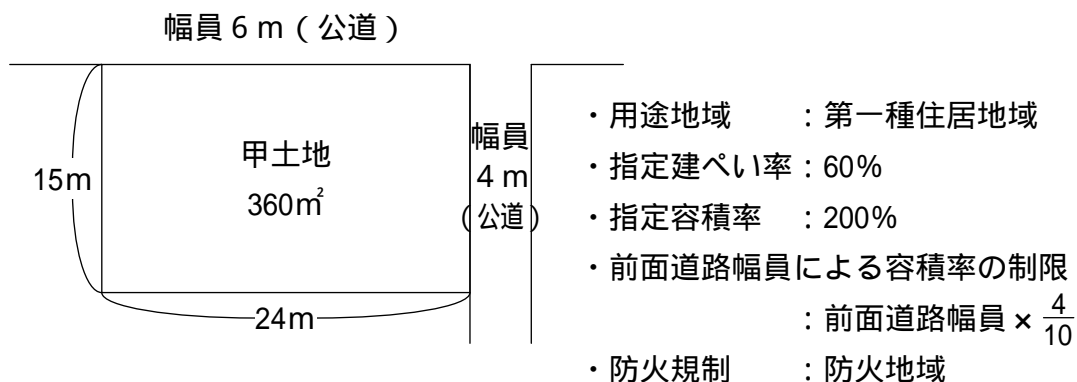
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（59歳）は、妻Bさん（55歳）と2人で賃貸マンションに住んでいる。Aさんは、平成27年10月に勤務先を定年退職する予定であり、その退職金を利用して、かねてより同居を希望していた長男夫婦と暮らすための住宅（戸建て）を新築しようと考えている。新築する自宅の敷地には、父からの相続により以前から所有している駐車場（甲土地）を利用する予定である。

甲土地に関する資料は、以下のとおりである。

甲土地の概要



甲土地は、建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

甲土地は、特定行政庁が指定する幅員 6 m の区域には該当しない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地に自宅を新築する場合の留意点に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

甲土地のある第一種住居地域内においては、都市計画により、10mまたは12mの絶対高さ制限が適用される。

甲土地のある防火地域内においては、延べ面積が80㎡を超える建築物は、その建築物の階数にかかわらず、原則として耐火建築物としなければならない。

自宅を新築した場合、Aさんはその建物の所有権を取得した日から1カ月以内に建物の表題登記を申請しなければならない。

《問11》 Aさんが、甲土地に耐火建築物を建築する場合の建築基準法上の 最大建築面積と最大延べ面積を、それぞれ計算過程を示して求めなさい。

《問12》 Aさんが、平成27年に甲土地に住宅（延べ面積150㎡）を新築した場合の税金に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、建築する住宅は認定長期優良住宅には該当しないものとする。

新築する住宅の所有権の保存登記を新築後1年以内に受けた場合、この登記に係る登録免許税の税率について「住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減」の適用を受けることができる。

「不動産取得税の課税標準の特例」の適用を受けた場合、不動産取得税の課税標準の算定上、住宅1戸につき最高1,200万円を住宅の価格から控除することができる。住宅の建築により甲土地は住宅用地となるため、住宅1戸当たり100㎡までの小規模住宅用地について、固定資産税の課税標準となるべき価格を6分の1とする特例の適用を受けることができる。



【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

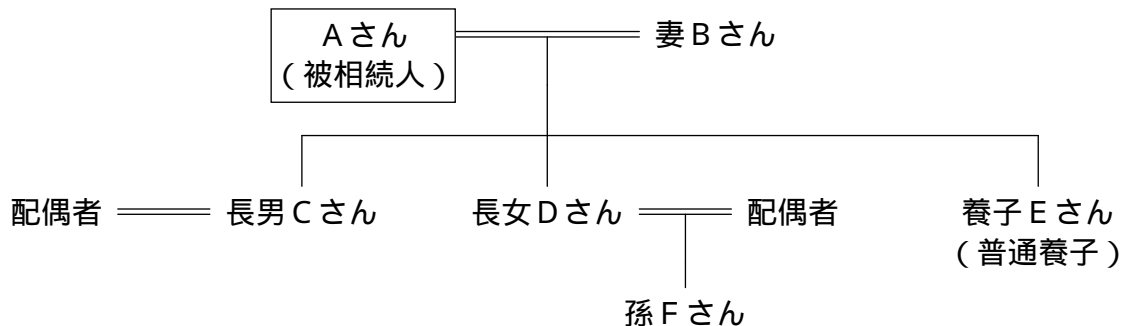
《設例》

Aさんは平成27年8月に病気により75歳で死亡した。Aさんの法定相続人は、妻Bさん（70歳）、長男Cさん（45歳）、長女Dさん（42歳）および養子Eさん（35歳）の4人である。Aさんは、生前に家族と相続について話し合っておらず、遺言書も作成していなかった。遺産分割については相続人で協議を行う予定であるが、妻BさんはAさんの自宅および賃貸アパートを相続したいと考えている。

また、長男Cさんおよび孫Fさん（18歳）は、Aさんから生前に現金の贈与を受けている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・預貯金 : 5,000万円
- ・有価証券 : 3,000万円
- ・自宅の敷地（340㎡） : 1億200万円  
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前）
- ・自宅の建物 : 2,000万円
- ・賃貸アパートの敷地（350㎡） : 8,750万円  
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前）
- ・賃貸アパートの建物 : 2,500万円

Aさんが生前に行った贈与の内容

長男Cさんに対して、平成25年9月に飲食店の開業資金として現金1,500万円を贈与した。長男Cさんは、この贈与について相続時精算課税制度の適用を受けている。

孫Fさんに対して、平成26年4月に「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けて、現金500万円を贈与した。Aさんの死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は200万円である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

）被相続人の財産は相続開始と同時に共同相続人の共有状態になるため、財産の取得者を確定させるためには、遺産分割を行うことになる。遺産分割にあたり、遺言書がない場合、協議分割をすることになるが、協議分割を成立させるためには共同相続人の全員の参加と合意が必要である。この合意が成立しないために協議分割を行えない場合、共同相続人は（ ）に対して申立てを行い、（ ）の調停・審判による遺産分割を行うことになる。

）相続税額の計算上、「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けた場合、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額または（ ）のいずれが多い金額までの取得に対し、配偶者の納付すべき相続税額は算出されない。なお、この規定の適用を受けるためには、適用の対象となる財産について所定の期間内に分割をする必要がある。また、被相続人が死亡した年分の所得税について確定申告をしなければならない場合、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から原則として（ ）以内にその所得税について確定申告書を提出しなければならない。

語句群

イ．法務局      ロ．公証人      ハ．家庭裁判所      ニ．1億5,000万円  
ホ．1億6,000万円      ヘ．1億7,000万円      ト．3カ月      チ．4カ月  
リ．10カ月

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんが相続によりAさんの自宅の敷地を取得し、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、330㎡を限度面積として、評価額の80%を減額することができる。

長男CさんがAさんから相続または遺贈により財産を取得しなかった場合、長男CさんがAさんから贈与によって取得した現金1,500万円は、相続税の課税価格に加算されない。

孫FさんがAさんから贈与された現金については、Aさんの死亡日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額200万円が、相続税の課税価格に加算される。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が、2億1,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	( )万円
課税遺産総額	2億1,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	( )万円
長男Cさん	( )万円
長女Dさん	万円
養子Eさん	万円
相続税の総額	( )万円

相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	-
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）